第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

Y_{14} ＝ 0.007

Y_{15} ＝ 0.024

Y_{16} ＝ 0.025

Y_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Y_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Y_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Y_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

Y_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

Y_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.012

第 15 条に規定する特定鉄道事業者に対し補助する財源又は同条に規定する特定鉄道事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額（旅客分に限る。）に相当する額

Y_{14} ＝ 0.023

Y_{15} ＝ 0.024

Y_{16} ＝ 0.025

Y_{17} ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Y_{18} ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

Y_{19} ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.015

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

Y_{20} ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{21} ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{22} ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{23} ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

Y_{24} ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

Y_{25} ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.013

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.017

Y_{26} ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.002